

長久手市都市緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 長久手市都市緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）は、長久手市緑の基本計画に基づき、市民、団体等（以下「市民団体等」という。）が行う民有地の緑化及び市民参加で実施する緑化活動の経費に対し、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく間接補助事業により、予算の範囲内において交付するものとする。その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化施設 植栽及びその他の緑化のための施設並びにこれらに附属して設けられている園路、土留その他の施設をいう。
- (2) 緑化面積 敷地内の緑化施設の面積で、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法により算出したものをいう。
- (3) 樹木等 樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 緑の街並み推進事業 市内の市街化区域又は市街化調整区域内の既存集落において、民有地の建物又は敷地（以下「敷地等」という。）の緑化を進める事業で、次の要件を全て満たすもの。

ア 緑化面積が50平方メートル以上（生垣については、延長15メートル以上、生垣の延長は、幹から幹までの長さとする。）であること。

イ 緑化施設評価表（別表第1）による基準を満たすものであること。

ウ 緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたものでないこと。

エ 設置される緑化施設の管理予定者（以下「管理予定者」という。）と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が同一であること。ただし、管理予定者と申請者との間で、管理予定者が緑化施設の管理義務を負うことの実決めがなされているときは、この限りでない。

オ 申請者が緑化する敷地等の所有者と異なるときは、当該所有者の承諾を得ていること。

カ プランター、その他移動可能なものを使用していないこと。

(2) 市民参加緑づくり事業 市民団体等が市内の公有地において市民参加による樹林地整備、植栽、ビオトープづくり等の緑づくり活動又は体験学習を実施する事業で、次の要件を全て満たすもの

ア 参加者が延べ50人以上であること。ただし、市民団体等の活動に講師の派遣をする事業にあたっては20人以上。

イ 営利を主たる目的としないこと。

ウ 宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと。

エ 授業料、参加料、入場料等を徴収するときは、それらの額が社会通念上低廉であること。

オ 事業を実施する市民団体等（以下この項において「事業実施団体」という。）の構成員が自主的かつ主体的に取り組むこと。

カ 事業実施団体が補助金の交付目的に合致する活動実績又は計画を有していること。

キ 事業実施団体の規約、会則等において、活動内容、主たる事務所の所在地、代表者、構成員の氏名及び会計経理の方法が明記されていること。

ク 事業を実施する公有地の管理者の承諾を得ていること。

ケ 事業実施団体が事業により施工された緑化施設を適正に維持管理すること。

2 前項の事業は、第7条に規定する補助金の交付決定の通知日以降に着手し、かつ、第11条に規定する日までに実績報告の手続が完了するものでなければならない。

3 この要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある敷地等における緑化又は他の補助金の交付を受ける緑化事業は、対象としない。

(補助対象者)

第4条 申請者は、前条の事業を行う予定があるものであって、市税の滞納をしていないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、千円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、事業に着手する前に、長久手市都市緑化推進事業補助金交付申請書(様式第1-1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1-2号)
- (2) 事業場所の位置図
- (3) 事業内容を表す図面、着手前写真等
- (4) 事業に要する経費の見積書
- (5) 敷地等の所有者の承諾書又は公有地の管理者の承諾書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、長久手市都市緑化推進事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の決定を受けた後に事業の内容を変更しようとするときは、長久手市都市緑化推進事業変更承認申請書(様式第3号)に事業の変更内容がわかる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第9条 市長は、前条の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、長久手市都市緑化推進事業変更承認通知書(様式第4号)
により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の交付額は、第7条
の規定により通知した交付決定額を限度とする。

(事業の廃止)

第10条 補助事業者は、事業を廃止しようとするときは、長久手市都市緑化推
進事業廃止届(様式第5号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は当
該事業完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、長久手市
都市緑化推進事業実績報告書(様式第6-1号)に次の各号に掲げる書類を添
えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第6-2号)

ただし、市民参加緑づくり事業であるときの様式は任意のものとする。

(2) 事業に係る図面(平面図、緑化構造図等)

(3) 事業着手前及び事業完了後の写真

(4) 事業に要した経費の領収書の写し又はそれに類するもの

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、書類審査及び必
要に応じて現地調査を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容に適合する
ものであるかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、
長久手市都市緑化推進事業補助金確定通知書(様式第7号)により通知する
ものとする。

2 市長は、前項において、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付
した条件に適合しないと認めたときは、交付決定の取消しを行うことができ
る。

(補助金の交付)

第13条 前条第1項の規定により補助金の交付額の確定を受けた者は、速やかに長久手市都市緑化推進事業補助金請求書（様式第8号）を、市長に提出しなければならない。

（表示板の設置）

第14条 補助事業者は、あいち森と緑づくり税を活用した事業により事業を実施した旨の表示板（様式第9号）を事業施工箇所に設置しなければならない。

（緑化施設の維持管理）

第15条 補助事業者は、事業完了後、適正な緑化施設の維持管理に努めなければならない。

（財産処分の制限）

第16条 補助事業者は、当事業から取得した財産を、市長の承認を受けずに処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過したときは、この限りでない。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月2日から施行する。ただし、様式第9号の改正は、平成31年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

緑化施設評価表

緑化事業	基準	要件
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	右記要件のいずれかを満たすこと。	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路から眺望できること。 2 不特定の人が立ち入って見ることができること。 3 管理予定者等の了承のもと必要に応じて見ることができること。
生垣設置	右記要件のすべてを満たすこと。	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路又は隣地沿いにあり、かつ、生垣の接道延長が3 m以上であること。 2 延長1 m当たり2本以上植樹すること。

別表第2（第5条関係）

事業区分	対象経費	補助金交付額
緑の街並み推進事業	<p>屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化の工事費用のうち、植栽、植栽基盤、^{かん}灌水施設及び園路整備に係る費用並びに生垣設置に係る工事費用。ただし、植栽については、植栽した個体の生育期間が2年を見込めないものは、対象としない。</p>	<p>1 補助金の交付額は、対象経費の2分の1の額とし、次の条件の範囲内とする。</p> <p>(1) 屋上緑化、壁面緑化は、緑化面積に1㎡あたり3万円を乗じて得た額</p> <p>(2) 駐車場緑化は、緑化面積に1㎡当たり2万円を乗じて得た額</p> <p>(3) 空地緑化は、緑化面積に1㎡あたり1万5千円を乗じて得た額</p> <p>(4) 生垣設置は、生垣の延長に1m当たり5千円を乗じて得た額</p> <p>2 補助金の交付額は、500万円を上限とする。</p> <p>3 補助金の交付額が10万円未満の場合は、交付しない。</p>
市民参加緑づくり事業	<p>工事費、役務費、委託料、報償費、旅費、使用料、需要費等。ただし、食糧費、交際費、接待費、団体運営費その他市長が補助事業の実施に必要なと認める経費は、対象としない。</p>	<p>1 補助金の交付額は、300万円を上限とする。</p> <p>2 補助金の交付額が10万円未満の場合は、交付しない。</p>

備考1 市民参加緑づくり事業の工事費については、工事の完遂に当たり高度な専門知識、技能又は資格を必要とすること、危険な作業を伴うこと等により、一般市民による施行が困難なものを対象とする。

2 役務費については、工事費と同様に一般市民によることが困難なものを対象とする。

3 委託料については、工事費と同様に一般市民によることが困難なものを対象とする。